

平成30年度 第26回 大分市社会人サッカーリーグ 大会実施要項

1. [目 的]

- 1) 市民スポーツとしてのサッカーの普及。
- 2) 社会人チームのルール&マナーの向上、及び参加チームの親睦を目的とする。

2. [名 称]

大分市社会人サッカーリーグ

3. [主 催]

大分市サッカー協会社会人委員会

4. [後 援]

スポーツキムラヤ・M スポーツ・大分市役所スポーツ振興課

5. [日 程]

平成30年5月～12月

6. [会 場]

南大分スポーツパークグラウンド ・ 七瀬川公園グラウンド ・ 西部スポーツ交流ひろばグラウンド
日岡公園グラウンド 大分市営陸上競技場 他

7. [参加資格]

- 1) 平成30年度に、日本サッカー協会及び大分市サッカー協会で第1種登録をしたチームであって社会人登録およびシニア登録をした支配下選手であること。
- 2) ルール&マナーを大切にすること。
- 3) 県リーグとの重複参加、及び選手の重複も認めない。
- 4) 帯同審判員規定を下記のとおり段階的に変更する。規定に満たないチームは参加を認めない。

① 平成30年度

- ※ 帯同審判員5名以上いないチームは参加を認めない。
- ※ 平成31年度からは、監督会議に審判証を持参すること(コピー可)。
- ※ 1部(3級1名、4級4名)、2部(4級5名)、3部(4級5名)
- ※ 各部の昇格についても、条件を満たさないチームは認めない。

[確認事項]

- ※ 新規チームについては、1年間の猶予期間をあたえる。
- ※ 審判員資格を更新しておくこと。未更新のものは認めない。
- ※ 特殊な事情があろうと、審判員資格を更新していないものは認めない。
- ※ 各部の審判員資格(級)の条件を満たさないチームは降格とする。

- 5) 登録選手が15名以上いないチームは、参加を認めない。
- 6) 正副2着のユニフォームを保有していること。正副必ず色違いで相対色にすること。
黒系の色は、審判と重なるため認められない。フィールドプレーヤーとゴールキーパーにおいても色が重ならないようにすること。ピブスはユニフォームとして認められない。
- 7) チーム登録者全員が、スポーツ傷害保険等に加入していること。

8. [参加費]

1チームにつき 15,000円

9. [表彰]

- 1) 1部の総合優勝、2・3位チーム、2部・3部のパート優勝チームを表彰する。
- 2) 個人賞として各部のパート得点王・MVP(パート1位チーム)を表彰する。
- 3) 表彰するにあたり、各チームは「チーム報告書」を記入し、必ず会場当番へ提出すること。

10. [運営]

- 1) パート運営については、幹事チームを定め、一切を統括する。
- 2) パート幹事チームは、※別紙「パート幹事の役割について」を参照のこと。
- 3) 会場運営については、会場担当(グラウンド当番)を定め、一切を統括する。
- 4) 会場担当は、※別紙「会場担当注意事項」を参照のこと。

11. [その他]

- 1) 棄権をしたチームについては、勝点を-6ポイントとする。再三にわたりメンバー不足(11人以下)で試合を行ったチーム等についても、棄権をしたチーム同様に処分を行う。
- 2) 参加のための経費は、各チームの負担とする。
- 3) 試合球は、5号検定球を各チーム持ち寄りとする。
- 4) グラウンド内での喫煙は禁止とする。
- 5) 不慮の事故等については、参加チームで責任を持つこと。(大会参加中に生じた不利益は協会では保障しない)
- 6) 炎天下での試合中に熱中症予防として、「飲水タイム」をとること。
- 7) 延期は認めない。天災で試合を延期する場合は、運営委員会からパート幹事に連絡を行う。パート内の連絡はパート幹事が行うこと。
- 8) 試合会場においてマナーの悪いチームは、運営委員会より厳罰を与える。発生したトラブル処置も運営委員会の指示に従うこと。
- 9) 試合放棄は遅刻も含み、試合開始時間に5分以上遅れたら不戦敗とし、罰金徴収処分とする。
- 10) 選手証は、Webより印刷したものを各チーム持参する。
- 11) 選手証の偽造や登録していない選手の出場・不正行為等をしたチームや、リーグ運営委員会にてリーグへの参加が好ましくないと判断されたチーム・選手には厳しく指導していき、改善されない場合は、未消化の試合および次年度以降の本リーグの参加を認めない等の処分を行う。
- 12) 試合をおこなう両チームは、タッチラインの両サイドに設置(ライン引き)されたベンチに在ること。
- 13) 試合開始5分前に中央のタッチライン上に整列し、選手それぞれに選手証を持たせること。交代で出場する選手についても、選手証を持たせること。
- 14) 選手証の確認は、審判団でおこなうこと。
- 15) 選手の追加登録(移籍登録も含む)については、10月末までとする。
- 16) 移籍および追加登録選手についても、選手証の確認ができない選手は出場を認めない。
- 17) 2部と3部パート優勝チームは、社会人委員会主催大会(1部総合優勝決定戦・3位決定戦および会長準決勝・決勝戦等)の運営に参加すること。
1部各パート上位2チームは、社会人委員会主催大会(会長杯)の運営に参加すること。
- 18) 表彰のあるチーム・選手は、アウォーズ(表彰式)出席に協力できること。